

地域医療介護総合確保基金（医療分野）に係る 平成26年度長野県計画の変更について

医療推進課

1 趣旨

平成27年3月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長追加通知（別紙参照）により、繰越、事業の変更可能な期間等に関する留意事項が通知された。基金計画額の残余分を繰り越して活用できることとなり、そのための計画変更等の手続について示された。

これに基づき、計画変更に係る地域の医療関係者の合意形成を図るため、医療審議会に諮るものである。

2 計画変更の内容

(1) 計画期間の延長

平成26年度計画に定めた事業の実施に伴い、入札差金等による残余分が生じる見込みであり、事業期間を延長して当該残余分を活用するため、医療介護総合確保区域ごとに設定された計画期間を延長する。

医療介護総合 確保区域	計画期間	
	変更後	現行
① 佐久	変更なし（現行どおり）	平成26～29年度
② 上小	平成26～27年度	平成26年度
③ 諏訪		
④ 上伊那		
⑤ 飯伊		
⑥ 木曽		
⑦ 松本		
⑧ 大北		
⑨ 長野		
⑩ 北信		

(2) 基金計画額の変更

看護師宿舍施設整備事業のうち一部箇所の事業中止により生じた余剰金の一部を、信州医師確保総合支援センター運営事業に活用するために変更する。

事業名	基金計画額（千円）		
	変更後	現行	増減額
信州医師確保総合支援センター運営事業	17,987	13,443	4,544
看護師宿舍施設整備事業	2,910	7,454	△4,544

医政地発0309第2号
保連発0309第1号
平成27年 3月 9日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく
都道府県計画及び地域医療介護総合確保基金の平成26年度の取扱いに
関する留意事項について(追加通知)

平成26年9月12日付医政地発0912第3号及び保連発0912第1号により、
「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計
画及び地域医療介護総合確保基金の平成26年度の取扱いに関する留意事項について」
を発出したところであるが、当該通知において、追って通知するとした事項について、
今般、別添のとおり取りまとめたので、貴都道府県におかれては、これを踏まえ基金の
活用を図っていただくとともに、貴管内関係者に周知されるようご配慮願いたい。

引き続き、基金の運用等に当たっての疑義が生じた場合には、随時、ご相談いただき
たい。

地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項（追加）

第1 繰越しについて

都道府県計画の計画期間を延長して事業を継続させなければ設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、都道府県計画を変更し、計画期間を延長することにより、当該都道府県計画の作成年度に積み立てた基金を引き続き活用することができるものとする。

第2 都道府県計画の変更について

1 都道府県計画の変更可能期間

都道府県計画の変更は、当該都道府県計画の計画期間内に行うものとする。

2 軽微な変更

(1)「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発第0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発第0912第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」第4及び第5に規定する軽微な変更とは、都道府県計画を変更するにあたって、関係者の意見を反映させるために必要な措置及び厚生労働大臣への協議を要しないものをいい、追加交付及び都道府県計画に掲げている目標の縮小を伴わない変更であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

① 計画期間の範囲内において個別の事業の期間を変更する場合。

② 都道府県計画に記載されている個別の事業において、当該事業に要する費用の額を変更する場合。ただし、個別の事業（基金の対象としている事業の範囲に限る。）に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

(2) 都道府県は、(1)②の軽微な変更を行う場合であっても、次の点に留意すること。

① あらかじめ、減額する事業の実施主体に説明を行うとともに、公平性を確保する観点から、減額分の用途について、医師会などの地域の関係者から理解を得るものとする。

② 変更する事業については、変更に係る事業内容が法令等に基づく事業の適正性を確保しているか確認するものとする。

第3 平成26年度に実施する事業の変更に係る都道府県計画の変更の提出期限、提出先及び問合せ窓口について

1 提出期限及び提出先

都道府県計画（付属資料1及び付属資料2を含む）について、3月19日（木）までに、変更箇所が分かるよう見え消しにしたもの2部と変更を反映させたもの2部（変更後の都道府県計画については電子媒体も以下のアドレスへ送付）を保険局医療介護連携政策課に提出すること。

2 問合せ窓口

医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111（内線2557）

E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp